

報告第1号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記調書のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月19日

提出者 大田区長 松原忠義

記

中小企業融資資金譲受債権支払滞納者に対する貸金返還請求に関する訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額	概要
	専決処分日	
1	25万円	(1) 被告 債務者
	平成27年12月18日	(2) 貸付総額 150万円 (3) 貸付日 平成14年5月15日

報告第2号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記調書のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月19日

提出者 大田区長 松原忠義

記

第1 建物明渡し等を求める訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額	概要
	専決処分日	
1	138万5,353円	(1) 被告債務者 (2) 請求の原因 大田区営住宅の使用名義人が死亡した後、使用承継の許可対象外である被告が使用料等を滞納したまま住宅を占有し続けたため
	平成28年1月20日	(3) 請求の要旨 ア 建物の明渡し イ 滞納使用料及び滞納共益費並びに使用料相当損害金及び共益費相当損害金の支払

第2 損害賠償等の支払を求める訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額	概要
	専決処分日	
1	69万9,200円	(1) 被告債務者及び連帯保証人 (2) 請求の原因 大田区営住宅の使用名義人が死亡した後、被告らが使用料相当損害金等を滞納するとともに、建物明渡しの際に家財等を残置し、処分費用が発生したため
	平成28年1月18日	(3) 請求の要旨 ア 残置物処分費用の支払 イ 使用料相当損害金及び共益費相当損害金の支払

報告第3号

訴訟上の和解に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記調書のとおり訴訟上の和解に係る専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月19日

提出者 大田区長 松原忠義

記

大田区奨学金の返還を求める訴訟上の和解に係る専決処分調書

番号	和解の目的の価額	概要
	専決処分日	
1	359万5,382円	(1) 被告 債務者及び連帯保証人の相続人 (2) 訴訟提起日 平成27年11月25日 (3) 和解の要旨 滞納した貸付金295万6,000円及び第2回口頭弁論までの確定遅延損害金63万9,382円の弁済並びに今後の支払等
	平成28年1月20日	

報告第4号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月19日

提出者 大田区長 松原忠義

記

番号	件名	賠償金額		概要
		専決処分日		
1	区立公園の立木の根による物損事故	10万6,606円		南馬込五丁目18番10号の区立湯殿公園に隣接するマンションの所有者から、公園の立木の根がマンションの下水管内に侵入して詰ませたとの申出があり、平成27年11月20日に損傷箇所及びその周辺を確認したところ、公園の立木の根が当該下水管内に侵入していたことが判明した。 (都市基盤整備部)
		平成27年12月17日		

報告第5号

大田区立東六郷小学校校舎改築工事請負契約の専決処分の報告について  
大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月19日

提出者 大田区長 松原忠義

記

1 契約金額

当初金額 金15億2,280万円

今回変更金額 金15億2,654万7,600円

2 処分年月日

平成28年1月18日

(説明)

平成27年第2回区議会定例会において議決された、大田区立東六郷小学校校舎改築工事請負契約について、地中障害物が発見され、撤去処分する必要性が生じたことなどのため、一部変更した。